

## 令和8年第7回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年7月29日（水）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

### 1 開会宣言

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 教育長諸報告

- (1) 令和8年第4回たつの市議会定例会（9月議会）の日程について
- (2) 令和8年度夏季休業にあたっての生徒指導について
- (3) はりま新宮小中一貫校について
- (4) 不登校・いじめについて

### 4 議事

- 議案第24号 令和9年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について
- 議案第25号 令和9年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について
- 議案第26号 たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
- 議案第27号 たつの市文化財保護審議会委員の委嘱について

### 5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 令和8年8月25日（火） 午後2時～  
〃 開催場所 （新館3階 301、302会議室）
- 次々回教育委員会開催予定日 令和8年9月 日（ ） 午後 時 分～  
〃 開催場所 （ ）

### 7 閉会宣言

令和8年第7回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和8年7月29日（水）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和8年第7回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、（４）不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事の議案第26号「たつの市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」及び議案第27号「たつの市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、同規則第9条第1項第2号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

（１）令和8年第4回たつの市議会定例会（9月議会）の日程について、事務局報告願います。

事務局

令和8年第4回たつの市議会定例会の日程については、8月26日水曜日に第1日、9月2日水曜日に福祉文教常任委員会及び分科会、9日水曜日に福祉文教分科会が開催されます。9月17日木曜日及び18日金曜日に一般質問が行われ、9月29日火曜日が最終日となっています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。  
ご発言がないようですので、次に（２）令和8年度夏季休業にあたっての生徒指導について、事務局報告願います。

事務局

7月22日から夏季休業に入りました。1学期の間、様々なご指導や地域での見守りにご協力いただき、ありがとうございました。夏季休業にあたっての生徒指導について、学校・家庭・地域の3者の連携のもと、児童生徒が安全に、そして有意義な生活ができるよう次の4点について学校に指導を行いました。1点目が児童生徒理解に基づく

生徒指導です。一人一人に寄り添い、不登校、不登校傾向の児童生徒については、有意義な夏休みを過ごすことができるよう家庭と連携を密にして支援していきます。2 点目が問題行動の未然防止と安全確保についての取組の実施です。特に、子どもだけでの水遊びの禁止、自転車乗車時のヘルメットの着用、熱中症対策の徹底について周知しています。3 点目がインターネット利用に係る犯罪被害等の防止の徹底についてです。家庭でのルール作りや情報モラルについて、保護者にも周知徹底を図りました。4 点目が家族・地域社会における過ごし方への指導です。手伝いや地域交流を通じて、温かい人間関係を築くことができるよう支援していくこととしています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

夏季休業中の宿題について教えてください。小学校ではあまり宿題が出されていないと聞いていますが、実際のところ小中学校の宿題はどのようなになっているのでしょうか。

事務局

小中学校の宿題については、学校や担任が決めていますが、全くないということはありません。しかしながら、自由選択式で学習内容を選ぶ形式や、ポスターなどは何点かを選んで取り組む形式など、学校により内容や量は異なります。

委員

以前は揖龍共通の夏のワークなどがあったと思いますが、現在は無いのでしょうか。

事務局

現在、共通のワークはありません。ポスターなどは、最低 1 点は取り組むといった形で、ゼロということはありません。

委員

子どもたちに何をさせるかという点も課題ですね。

事務局

読書感想文も必須課題ではなくなりました。中学校では独自の課題を設けているところもあり、それぞれの学校で工夫して取り組んでいただいているところです。

教育長

他に何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、次に（３）はりま新宮小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局

お手元の資料をご覧ください。毎月各所の写真を撮影し、進捗を記録しています。全体的に大きな変化はありませんが、7 月 31 日予定の進捗率は 10.7%となっています。新宮スポーツセンターの外壁工事については北面が完了しており、写真をご覧くださいと、グレーの外壁を見ていただけたと思います。学校校舎等の本体工事については、現在基礎工事として掘削作業を行っており、全体の進捗としては予定どおりの状況に戻っています。以上です。

教育長

事務局

教育長

事務局

教育長

事務局

教育長

事務局

事務局

新宮スポーツセンターの供用開始はいつでしたでしょうか。

10月1日供用開始予定です。

10月1日から小学校のほか、社会体育や放課後児童クラブも使用を開始するということになります。全体の話として、資材調達の遅れはまだ続いていますか。

入荷の遅れはありますが、資材については全て調達できる状況に戻っています。工事の遅延は発生していません。

工事期間中の安全管理について、事故等ありましたか。

事故はありませんでした。近隣からの苦情が1～2件ほどありましたが、その都度業者へ指導を行いました。苦情の内容ですが、騒音に関するものと工事車両のスピードに関するもので、即座に是正し、会議でも指導しました。

全体としては順調に進んでいるという報告でした。  
他に何かご意見、ご質問等はございませんか。  
ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。  
次に、議事に入ります。議案第24号「令和9年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について」と議案第25号「令和9年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について」は関連がありますので、一括して事務局説明願います。

令和9年度使用たつの市立小学校教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、令和9年度使用たつの市立小学校教科用図書を次のとおり採択するものです。

| 種目 | 発行者      | 種目   | 発行者    |
|----|----------|------|--------|
| 国語 | 光村図書出版   | 音楽   | 教育出版社  |
| 書写 | 光村図書出版   | 図画工作 | 日本文教出版 |
| 社会 | 日本文教出版   | 家庭   | 開隆堂出版  |
| 地図 | 帝国書院     | 保健   | 光文書院   |
| 算数 | 新興出版社啓林館 | 外国語  | 東京書籍   |
| 理科 | 新興出版社啓林館 | 道徳   | 日本文教出版 |
| 生活 | 東京書籍     |      |        |

使用する期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

続いて、令和9年度使用たつの市立中学校教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、令和9年度使用たつの市立中学校教科用図書を次のとおり採択するものです。

| 種目     | 発行者      | 種目        | 発行者      |
|--------|----------|-----------|----------|
| 国語     | 光村図書出版   | 音楽（一般）    | 教育芸術社    |
| 書写     | 光村図書出版   | 音楽（器楽合奏）  | 教育芸術社    |
| 社会（地理） | 帝国書院     | 美術        | 日本文教出版   |
| 社会（歴史） | 帝国書院     | 保健体育      | 大修館書店    |
| 社会（公民） | 帝国書院     | 技術・家庭（技術） | 開隆堂出版    |
| 地図     | 帝国書院     | 技術・家庭（家庭） | 東京書籍     |
| 数学     | 数研出版     | 英語        | 東京書籍     |
| 理科     | 新興出版社啓林館 | 道徳        | あかつき教育図書 |

使用する期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなります。これらの根拠として、兵庫県教育委員会から示されている義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択に関する基本方針を資料として添付していますのでご覧ください。この資料中、採択する教科用図書の項目において、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程は、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択することとされていることから、令和7年度に採択したものを変更なく小学校、中学校で使用するものです。以上です。

教育長

教科書の採択は毎年行うことになっており、教科書の変更は4年に1回となっています。令和9年度は今年度と同じ教科書を採択し、小中学校で引き続き使用することになります。なお、特別支援学級で使用する教科用図書については、毎年変更が可能であり、8月の定例会で提案することになります。現在、中央教育審議会において学習指導要領の改訂に向けた議論が進んでいますが、教科書の分量について制限をかける方向で検討が進んでいるようです。

委員

教科書については、イラスト等が多数使用されており、わかりやすい面もありますが、内容量自体も増えているのでしょうか。

教育長

国語の教科書でも前回改定から題材の分量が増えています。そのような傾向が続いているため、制限をかける方向での検討がなされているということです。

また、教科用図書が採択されると、併せてデジタル教科書も使えるようになります。デジタル教科書の活用については、全面デジタル化、デジタル教科書を使用しない、紙の教科書とデジタル教科書の併用など様々な方法がありますが、教科によって使い分けるといった意見が最も多く、各教育委員会の選択に委ねられることになります。

委員

音楽に関連して小学校を訪問することがありますが、教科書について感じたことをお伝えします。小学校は教育出版社、中学校は教育芸術社を使用していますが、教育出版社の教科書は日本の伝統的な童謡・唱歌が豊富に収録されており、日本語の美しさや文化を伝える内容が充実していると感じています。教育芸術社と比較してもカラーペ

ージが多く、1年生から6年生まで共通して歌える曲が収録されているなど、よく工夫されていると思います。

教育長

教科書採択の際には、西播磨採択地区協議会という組織のもと、姫路市より西側の市町が共同で採択を行っており、たつの市・太子町・相生市・赤穂市などは同一の教科書を使用することになります。採択に当たっては、現場の教員を中心とした調査委員会を設け、音楽であれば教育芸術社と教育出版社の2社を比較検討した上で決定しています。

他に何かご意見、ご質問等はありませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。議案24号及び議案第25号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって議案第24号及び議案第25号は原案のとおり承認いたしました。

以上で、公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

教育長

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

それでは、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

教育長

以上で令和8年第7回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後2時45分終了

出席者

教育長

委員

委員

委員

委員

教育管理部長

教育事業部長

教育管理部参事（兼）すこやか給食課長

教育事業部参事（兼）歴史文化財課長

教育総務課長

教育環境整備課長

小中一貫校建設担当課長

学校教育課長

小中一貫教育推進課長

幼児教育課長

社会教育課主幹

人権教育推進課長

スポーツ推進課長

社会教育課専門員

横山 一郎

喜多 敦子

瀬戸 陽三

大西 由香里

大西 章

藪元 崇亘

古本 寛

平岡 千加子

新宮 義哲

岩田 昌喜

武内 喜典

山下 一志

丸山 岳志

松尾 吉晃

黒田 一司

野間 正人

津島 威彦

内海 基和

喜多村 玲